

令和3年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和3年度11月補正予算等関係)

商 工 労 働 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和3年11月定例会 議案説明資料目次

商工労働部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名	頁
議案第1号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算(第8号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		商工政策課	4
		企業支援課	6
		通商物流課	7
	2 歳入歳出事項別明細書		8
	3 節の明細		10
	4 債務負担行為に関する調書	県立鳥取ハローワーク	11

【予算関係以外】

報告番号	件名	課名	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (11)鳥取県産業成長応援条例の一部を改正する条例 (令和3年11月17日専決)	企業支援課 立地戦略課	12

議案説明資料総括表

【補正予算】

商工労働部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
商工政策課	2,873,891	31,500	2,905,391	750			30,750	
通商物流課	263,865	11,000	274,865	11,000				
一般会計合計	19,957,150	42,500	19,999,650	11,750			30,750	
<p>説明</p> <p>【商工政策課】 (新)【燃油高騰対策】事業者支援事業 【商工政策課】 (新)全国初！県版SDGs企業認証/パイロット事業 【企業支援課】 【制度改正】新型コロナ克服特別金融支援事業 【通商物流課】 (新)境港新規コンテナ貨物獲得緊急対策事業</p>								

令和3年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

1 項 商業費

2 目 商業振興費

商工政策課（内線：7213）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)【燃油高騰対策】事業者支援事業	0	30,000	30,000				30,000	
トータルコスト	0	30,792	30,792	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金審査・交付決定、事業者への支援				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

国内外における経済社会活動の再開を背景とした燃油価格の高騰を踏まえ、様々な県内事業者等を支援するため、緊急の対策を講じる。（商工労働部に一括計上し、所管部局への配当替えにより執行する。）

2 主な事業内容

(1) 資金繰り支援の強化

令和3年10月25日に発動した地域経済変動対策資金（「令和3年度燃油価格の高騰」対策枠）について、新たに利子補給を行い、最長3年間、融資利率を最大無利子まで引き下げる。（市町村が補助した額の2分の1を補助（市町村間接補助）する。）

【地域経済変動対策資金（「令和3年度燃油価格の高騰」対策枠）の制度概要】

項目	内容
融資対象者	燃油価格の高騰により影響を受けた中小企業者等で、次のいずれかの要件を満たす者 ア 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5%以上減少している者 イ 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれる者 ウ 最近1か月の売上総利益率（売上総利益（損失）÷売上高）又は営業利益率（営業利益（損失）÷売上高）が前年同月と比べ減少している者
資金使途	運転資金、設備資金又は借換資金（借換資金は、運転資金又は設備資金に併せて行う場合に限る。）
融資限度額	2億8千万円
融資期間	10年以内（うち据置3年以内を含む。）
融資利率	年1.43パーセント
保証料率	年0.23～0.68パーセント
指定期間	令和3年10月25日から令和4年3月31日まで
融資枠	3億円

(2) 運輸事業者に対する支援【商工労働部、地域づくり推進部で執行】

通常タイヤと比べて価格が割高な低燃費タイヤの導入を促進するため、県内トラック事業者やバス事業者に対して、通常タイヤと低燃費タイヤの差額相当額（1本あたり2千円）を補助する。

(3) 農林漁業者に対する支援【農林水産部で執行】

- ・漁業経営財務基盤強化資金（融資枠1億円）について、無利子化する。
〔現行〕基準金利：1.6% 利子補給率：1.3% →〔今回〕利子補給率：1.6%
- ・農業者や漁業者が行う省エネ対策などの経費を支援する。（補助率1/3）

(4) 一般公衆浴場に対する支援【生活環境部で執行】

一般公衆浴場に対し、燃油高騰対策として市町が補助した額の2分の1を補助（市町村間接補助）する。

(5) その他の支援

- ・今後の燃油高騰の状況に応じて必要な対策を講じる。
- ・「燃油価格高騰に関する県ワンストップ相談窓口」の開設（既定予算での対応）
→県対策のほか国対策を含めた燃油価格高騰対策など事業継続に関する各種相談に対応するため、ワンストップ相談窓口を県内3箇所に開設し、商工団体、信用保証協会、政府系金融機関等と連携しながら、支援メニュー紹介や経営相談等に対応する。
〔設置場所〕県庁（商工政策課）、中部・西部総合事務所（専用ダイヤルを開設）

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

燃油価格の高騰により様々な影響を受ける県内事業者等を支援する。

<取組状況・改善点>

国際経済情勢、燃油価格動向に応じ、必要とされる支援策を機動的に発動してきた。
（直近の燃油価格対策：H30.6月補正予算、H26.9月補正予算など）

<燃油価格動向>

県内1リットルあたりの価格動向（※重油は、中国地方の価格で9月分が直近値）

ガソリン：(R2.5) 123円→(R3.3) 144.3円→(R3.7) 158.0円→(R3.10) 160.3円→(R3.11) 167.1円
軽油：(R2.5) 113円→(R3.3) 130.1円→(R3.7) 144.0円→(R3.10) 146.5円→(R3.11) 152.9円
重油：(R2.5) 48円→(R3.3) 72.7円→(R3.8) 79.8円→(R3.9) 80.9円

令和3年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
1項 商業費
2目 商業振興費

商工政策課（内線：7538）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 全国初！県版SDGs企業認証パイロット事業	0	1,500	1,500	750			750	
トータルコスト	0	2,292	2,292	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	セミナー実施、関係機関との調整				
工程表の政策内容	コロナ危機を克服し、県経済・産業の“再生”と“持続的発展”を実現							

事業内容の説明 【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

金融市場における投資判断のほか、国内外企業における事業活動の価値判断の一つとして、「環境(Environ-ment)」、「社会(Social)」、「企業統治(Governance)」(3分野を総称して「ESG」という)への関心が高まる中、都道府県レベルで全国初となる県版SDGs企業認証制度を創設・運用し、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれる企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。

(※)「ESG」とは、企業が長期的な成長を遂げるために必要な3つの要素「ESG」を重視する考え方を実践する経営のことをいい、「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向けた手段ともされており、今後、金融機関による投融資をはじめとした企業支援の際に、「SDGs企業認証」が判断材料の一つとなることも期待される。

2 主な事業内容

○パイロット事業「県版SDGs企業認証パイロット」の実施

現在検討を進めている「県版SDGs企業認証制度」について、令和4年度からの本格運用に先立ち、パイロット事業「県版SDGs企業認証パイロット」を実施し、試行的な認証審査や取組企業に応じたサポートを行いながら、取組企業が円滑に正式認証へ移行できるよう支援を行う。

(単位：千円)

細事業名	事業内容	予算額
認証取得支援事業	「県版SDGs企業認証パイロット」に取り組む企業を対象に、認証取得に向けた申請書改善及び取組課題実現に向け、専門家による伴走支援を行う。 【専門家による伴走支援(例)】 ・環境経営専門家によるエネルギー使用量の把握等支援 ・社会保険労務士による労務管理規程の整備等支援 ・弁護士による内部統制規程の整備支援 ・BCMS(事業継続マネジメントシステム) 専門家による事業転換・BCP(事業継続計画)策定支援 など	990
SDGs経営転換支援事業	自社が保有する経営資源のSDGs経営への落とし込み等ノウハウの提供・普及啓発、及び県版SDGs企業認証制度の情報発信などを目的とした専門セミナー・プロモーションを実施する。 (1)SDGs経営チャレンジセミナー(1月頃) ・パイロット事業のキックオフを行うとともに、2030年を見据えたSDGs経営転換に向けたノウハウや勘所を得るための専門セミナーを開催する。 (2)県版SDGs企業認証制度プロモーションセミナー(3月頃) ・令和4年度からの制度本格運用に向け、県内企業等向けに制度PR等を行うとともに、パイロット企業の取組例を情報発信するためのプロモーションセミナーを開催する。	510

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

・SDGs経営への意識転換や事業参入などを支援し、新たな投資・取引を呼び込むなど県内企業の価値向上を図る。

<取組状況・改善点>

・令和2年9月に募集開始した「とっとりSDGsパートナー登録制度」について、383社が登録している(R3.11.10時点)。

・令和3年6月に県内金融機関や商工団体、学術機関等を構成メンバーとする制度検討会を設置した。同検討会により検討着手した「県版SDGs企業認証制度」について、令和4年度からの本格運用を目指し、パイロット事業「県版SDGs企業認証パイロット」を令和4年1月より開始予定である。

【県版SDGs企業認証制度の検討案】

(目的) SDGs経営の見える化等により、取組内容のさらなる推進、ひいては企業価値向上を目指す

(対象) 県内事業者(営利事業者を営む者)

(認証) 「環境」「社会」「経済」の3側面の取組状況を総合的に審査し、認証基準を満たす事業者を認証

(その他) 小規模事業者でも取り組み易い仕組みのほか、認証事業者へのインセンティブ導入などを検討中

【「県版SDGs企業認証パイロット」の推進スケジュール(予定)】

R3.11下旬～ 県内企業を対象に幅広く公募

R3.12～R4.1 パイロット企業としての認証審査・選定

R4.1～3 パイロット事業の実施(専門家による伴走支援、情報発信等の実施)

R4.4～ 県版SDGs企業認証制度の本格運用開始

令和3年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
1 項 商業費
3 目 金融対策費

企業支援課（内線：7658）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【制度改正】 新型コロナウイルス克服特別金融支援事業	583,834	0	583,834					
トータルコスト	593,339	0	593,339	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	1.2人	0.0人	1.2人	制度検討、補助金交付事務、関係機関との調整等				
工程表の政策内容	資金調達の円滑化（機動的な金融支援）及び再生支援							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

コロナ禍からの売上回復が遅れており、県内中小企業者等の資金繰りが引き続き懸念されるため、無利子無保証料融資（新型コロナウイルス感染症対応地域経済変動対策資金）の申込期限を令和3年12月末から令和4年3月末まで延長することで、経営安定化等に要する資金調達を支援する。

2 主な事業内容

（1）改正内容

新型コロナウイルス感染症対応地域経済変動対策資金の申込期限を、令和3年12月末から令和4年3月末まで延長する。

（2）資金制度概要

融資枠	500億円
資金使途	運転資金、設備資金、借換資金
融資上限額	3億円
融資期間	10年以内（据置5年以内含む）
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・売上15%（個人事業主及び鳥取県中部地震被災企業向け資金の借入金を借り換える事業者の場合は5%）以上減少の場合 当初5年間0%、6年目以降1.43% ・売上5%以上減少で上記以外の場合等 当初5年間0.7%、6年目以降1.43%
保証料率	最大10年間0%

3 事業目標・取組状況・改善点

< 事業目標 >

県内中小事業者等への経営安定化等に要する資金の円滑な調達の支援を目標とする。

< 取組状況・改善点 >

- ・令和2年1月30日付けで、新型コロナウイルス感染症対応の地域経済変動対策資金発動（利率1.43%、保証料率0.5%程度、融資期間10年）
- ・支援内容の拡充
 - R2. 2.14 「利率1.43%+保証料率0.5%程度」 → 「利率0.7%（5年間）+保証料0%（5年間）」
 - R2. 3.18 「利率0.7%（5年間）+保証料0%（5年間）」 → 「利率0%（3年間）」対象：売上高15%以上減少
 - R2. 5.1 国制度を活用し、「利率0%（3→5年）+保証料0%（5→10年）+据置期間（3→5年）」へ拡充等
 - R2.12.22 申込期限を令和3年3月末まで延長
 - R3. 1.29 融資限度額を2.8億円から3億円に拡充
 - R3. 3.30 融資申込期間を令和3年3月末から令和3年6月末まで延長
 - R3. 5.28 融資申込期間を令和3年6月末から令和3年9月末まで延長
 - R3. 9.24 融資申込期間を令和3年9月末から令和3年12月末まで延長
- ・融資実績（R3.11.10時点）
融資実行件数10,274件、融資実行額1,877億円（発動時からの累計）
- ・借入事業者に対しては引き続き関係機関と連携しながら、金融支援と経営支援の一体的な推進体制を強化していく。

※無利子無保証料融資の終了を見据え、令和3年6月補正で予算措置した新たな資金（コロナ克服伴走支援資金（利率1%、保証料率0.2%））については、このたびの無利子無保証料融資の申込期限延長に伴い、発動を休止する（当初発動予定時期：令和3年10月）。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
 1 項 商業費
 4 目 貿易振興費

通商物流課（内線：7850）
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 境港新規コンテナ貨物獲得緊急対策事業	0	11,000	11,000	11,000				
トータルコスト	0	11,792	11,792	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金審査・交付				
工程表の政策内容	境港を活用した物流促進							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んでいた境港のコンテナ貨物の荷動きの回復を加速させ、境港定期航路の新規貨物誘致や利用促進を目的として、境港発着の外国貿易定期コンテナ航路を新規に利用する荷主や利用拡大する荷主へ緊急的に支援する。

2 主な事業内容

境港を利用する貨物確保のため、境港発着の外国貿易定期コンテナ航路を利用した新規及び利用が増加する荷主企業に対して支援する。【境港貿易振興会への間接補助】

(1) 新規利用荷主への支援

- ・対象事業者：新たに境港発着の外国貿易定期コンテナ航路を利用した荷主
- ・補助額：1 TEUにつき20千円（上限500千円）
- ※ 1 TEU・・・20フィートコンテナ（長さ6メートル）1本分の換算単位

(2) 利用増加荷主への支援

- ・対象事業者：境港発着の外国貿易定期コンテナ航路を利用して貨物量を増加させた荷主
 （前年と比較して10TEU以上利用が増加していること）
- ・補助額：増加貨物 1 TEUにつき10千円（上限2,000千円）

3 事業目標・取組状況・改善点

< 事業目標 >

- ・荷主企業等への境港利用助成制度に対して補助を行い、境港利用促進を図ることで、航路の維持および境港の利便性向上につなげる。

< 取組状況・改善点 >

- ・境港の港湾状況や定期船サービス等の最新情報を提供し利用拡大に繋げるため、境港後背地の地元企業向けに、境港利用促進懇談会をオンラインで実施した（約70社・団体参加、8月27日開催）。また、輸出入の際の利用港の決定権を有しているメーカー本社の貿易部署や取引商社、フォワーダー（運送・通関取扱事業者）等が多く立地する首都圏や関西においても、同様の懇談会を開催する予定である。
- ・境港利用促進の関係機関（県、境港貿易振興会、境港管理組合）が、連携して新規の荷主開拓等を推進するためのネットワーク会議を月2回程度開催（11月下旬より）することとした。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、県外企業への訪問を自粛していたが、今後、感染予防対策を徹底したうえで、同ネットワーク活用により県外企業等への訪問セールス等を適宜実施する。

令和3年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目	7款 商工費									
				うち商工労働部						
							1項 商業費			
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	54,663		54,663	37,100		37,100	20,003		20,003	
2 給 料	371,122		371,122	202,778		202,778	164,518		164,518	
3 職 員 手 当 等	193,463		193,463	106,824		106,824	85,155		85,155	
4 共 済 費	155,656		155,656	96,575		96,575	58,268		58,268	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	2,347,974	1,380	2,349,354	2,342,918	1,380	2,344,298	2,168,473	1,380	2,169,853	
8 旅 費	47,681	120	47,801	23,560	120	23,680	13,435	120	13,555	
費 用 弁 償	7,885		7,885	4,298		4,298	2,507		2,507	
普 通 旅 費	32,148		32,148	13,864		13,864	8,249		8,249	
特 別 旅 費	7,648	120	7,768	5,398	120	5,518	2,679	120	2,799	
9 交 際 費	100		100	100		100	100		100	
10 需 用 費	43,764		43,764	16,078		16,078	8,316		8,316	
11 役 務 費	42,493		42,493	19,457		19,457	14,022		14,022	
12 委 託 料	816,539		816,539	339,869		339,869	93,970		93,970	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	142,816		142,816	20,543		20,543	15,458		15,458	
14 工 事 請 負 費	72,541		72,541							
15 原 材 料 費										
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費	2,935		2,935	2,500		2,500				
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	18,706,629	71,000	18,777,629	14,276,547	41,000	14,317,547	6,718,740	41,000	6,759,740	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金	342,324		342,324	335,730		335,730	67,929		67,929	
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金										
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料										
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金										
25 寄 付 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金	32,995		32,995	32,995		32,995				
予 備 費										
計	23,373,695	72,500	23,446,195	17,853,574	42,500	17,896,074	9,428,387	42,500	9,470,887	
財 源 内 訳	国 庫	7,473,069	41,750	7,514,819	3,551,613	11,750	3,563,363	3,303,414	11,750	3,315,164
	地 方 債	100,000		100,000	54,000		54,000			
	そ の 他	4,289,042		4,289,042	4,260,510		4,260,510	3,982,664		3,982,664
	一 般 財 源	11,511,584	30,750	11,542,334	9,987,451	30,750	10,018,201	2,142,309	30,750	2,173,059

(単位:千円)

款 項 目							商工労働部 合 計			
	2目 商業振興費			4目 貿易振興費						
	節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	238		238	74		74	275,123			275,123
2 給 料							378,774			378,774
3 職 員 手 当 等							233,900			233,900
4 共 済 費							201,001			201,001
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	6,566	1,380	7,946	770		770	2,505,095	1,380		2,506,475
8 旅 費	4,116	120	4,236	6,394		6,394	47,847	120		47,967
費 用 弁 償	673		673	1,280		1,280	14,204			14,204
普 通 旅 費	2,331		2,331	3,560		3,560	17,905			17,905
特 別 旅 費	1,112	120	1,232	1,554		1,554	15,738	120		15,858
9 交 際 費							100			100
10 需 用 費	3,541		3,541	2,675		2,675	46,393			46,393
11 役 務 費	2,938		2,938	7,969		7,969	40,125			40,125
12 委 託 料	24,702		24,702	49,268		49,268	995,333			995,333
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	4,688		4,688	5,975		5,975	108,175			108,175
14 工 事 請 負 費							30,575			30,575
15 原 材 料 費							1,920			1,920
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費							4,834			4,834
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,407,113	30,000	1,437,113	91,810	11,000	102,810	14,405,858	41,000		14,446,858
19 扶 助 費							374			374
20 貸 付 金							335,730			335,730
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金										
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料										
23 投 資 及 び 出 資 金							308,120			308,120
24 積 立 金										
25 寄 付 金							4,818			4,818
26 公 課 費							60			60
27 繰 出 金							32,995			32,995
予 備 費										
計	1,453,902	31,500	1,485,402	164,935	11,000	175,935	19,957,150	42,500		19,999,650
財 源 内 訳	国 庫	273,531	750	274,281	45,355	11,000	56,355	4,445,279	11,750	4,457,029
	地 方 債						67,000			67,000
	そ の 他	5,000		5,000			4,273,758			4,273,758
	一 般 財 源	1,175,371	30,750	1,206,121	119,580		119,580	11,171,113	30,750	11,201,863

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
7款 商 工 費	
1項 商 業 費	
2目 商業振興費	
負担金、補助 及び交付金	・燃油高騰対策事業者支援事業補助金 30,000
4目 貿易振興費	
負担金、補助 及び交付金	・境港新規コンテナ貨物獲得緊急対策事業補助金 11,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
				千円			千円	千円	千円	千円
令和3年度 若者サポートス テーション運営事 業	鳥取県 立鳥取 ハロー ワーク	555			令和4年度から 令和6年度まで	555				555

件名	議会の委任による専決処分の報告について (11) 鳥取県産業成長応援条例の一部を改正する条例 (令和3年11月17日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>中小企業等経営強化法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>定義について定めた規定中引用する中小企業等経営強化法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>施行期日は、公布の日とする。</p>

鳥取県産業成長応援条例の一部を改正する条例

鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対象事業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）<u>第2条第9項</u>に規定する経営革新のために資金を支出する事業又は工場若しくは事業所その他の施設若しくは設備（以下「工場等」という。）の新設若しくは増設その他営利の目的をもって資金を支出する事業のうち、知事が別に定める事業をいう。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) 認定経営力向上計画 中小企業等経営強化法<u>第17条第1項</u>に規定する経営力向上計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 承認経営革新計画 中小企業等経営強化法<u>第14条第1項</u>に規定する経営革新計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対象事業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）<u>第2条第7項</u>に規定する経営革新のために資金を支出する事業又は工場若しくは事業所その他の施設若しくは設備（以下「工場等」という。）の新設若しくは増設その他営利の目的をもって資金を支出する事業のうち、知事が別に定める事業をいう。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) 認定経営力向上計画 中小企業等経営強化法<u>第13条第1項</u>に規定する経営力向上計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 承認経営革新計画 中小企業等経営強化法<u>第8条第1項</u>に規定する経営革新計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。